



熊本市イメージキャラクター「ひごまる」。熊本地震を受けて、新たなデザイン「ひごまる復興バージョン」が誕生!手を前に大きく突き出したポーズは前向きさと明日(未来)へ向かう姿を表しています。ひごまるとともに「がんばろう!くまもと」



宅地復旧に関する支援事業の申請期限

平成28年熊本地震で被災した宅地の復旧支援「熊本市宅地復旧支援事業(熊本地震復興基金)」の申請期限は、令和2年(2020年)3月31日までです。

令和2年(2020年)3月31日までの申請が難しい方は、申請する旨の届出(エントリー)を行ってください。

※届出(エントリー)を行った方の補助金交付申請および工事の期限は、原則として、令和4年(2022年)3月31日までとします。

※申請期限は、「宅地耐震化推進事業(拡充制度)」による宅地復旧支援と同じです。

問い合わせ先

震災宅地対策課 ☎096-328-2966
中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル3階
※月～金曜日(土日祝除く)
午前9時～11時半、午後1時～4時

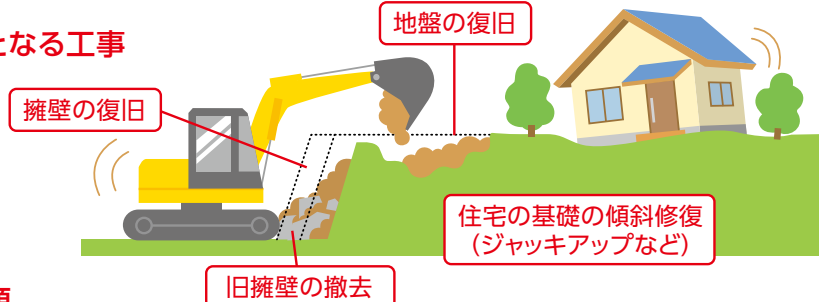
熊本市宅地復旧支援事業(熊本地震復興基金)

熊本地震により被災した、のり面・擁壁(ようへき)および、地盤の復旧、地盤改良、住宅基礎の傾斜修復工事費の一部を補助します。

対象となる方

平成28年熊本地震発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者など(管理者または占有者は、所有者の承諾を得たもの)

対象となる工事



詳しくは、
こちらから↓



補助額

対象工事費から50万円を控除した額の3分の2

※対象工事費が1,000万円以上の場合、補助額は633万3千円を限度とします。

※最終的に市に補助金を請求する際は、先に業者へ工事代金を支払ったことがわかる領収書などが必要です。

対象宅地(用途)

戸建住宅、アパートおよびマンション(賃貸・分譲)、店舗(事務所)併用住宅(住宅の用に供する部分)、個人所有者の住宅と一体的に利用している倉庫・納屋

各区で「住まいの相談窓口」を開設します!

仮設住宅などにお住まいの方が、1日も早く住まいの再建ができるよう、「伴走型」による住まいの支援を行っています。下記の日程で「住まいの相談窓口」を開設しますので、ぜひ相談ください。

■主な相談内容

・賃貸住宅を探したい ・中古住宅を購入したい
・土地の売却や利活用の相談 など

■相談日および場所 ※お住まいの区以外でも相談できます。

区	相談日	場所
中央区	11月6日(水)	市役所 13階 伴走型住まい確保支援室
東区	11月19日(火)	東区役所 2階
西区	11月18日(月)	西区役所 1階 103会議室
南区	11月20日(水)	南区役所 2階 B会議室
北区	11月8日(金)	北区役所 3階 大会議室

■相談時間 午前9時～午後4時

※事前予約が必要です。下記までお問い合わせください。

※上記の相談日以外については、市役所13階「伴走型住まい確保支援室」で相談できます。

■問い合わせ先

伴走型住まい確保支援室 ☎096-328-2983
相談時間 月～金曜日(祝日除く)午前9時～午後5時

すまいの再建助成金の申請期限について

平成28年熊本地震で住居が被災したことにより応急的な住まいでの居住を余儀なくされた世帯等へのすまいの再建助成金(下記①～④)の申請期限のお知らせです。

原則、再建先(県内に限る)に入居した日から6か月経過した日もしくは令和2年(2020年)2月28日のいずれか早い日が申請期限となります。

ただし、再建先に入居してすでに6か月が経過した世帯について、やむを得ない事由がある場合は、申請受付可能な場合があります。まだ申請されていない場合は、窓口で相談ください。

■すまいの再建助成金

- ①自宅再建利子助成…
自宅再建のための融資に係る利子の一部を助成
- ②リバースモーゲージ利子助成…
自宅再建のためのリバースモーゲージ型融資に係る利子の一部を助成
- ③民間賃貸住宅入居支援助成…
民間賃貸住宅に入居した際の初期費用分として一律20万円助成
- ④転居費用助成…
再建先へ転居した際の費用分として一律10万円助成

■申請窓口 区役所助成金受付窓口(総合相談窓口内)

■受付時間 月～金曜日(祝日除く)午前9時～午後4時

■問い合わせ先

熊本市すまい再建助成金コールセンター ☎0570-003-157

ご注意ください 熊本地震からの復旧事業に関する不正受給が疑われる事案が発生しています

業者からの
甘い言葉に
ご注意ください!



「自己負担がないように」
「自己負担が少なくですむように」
書類を作成して申請しますよ

「負担が減るなら…」と安易な考えで不正な書類で申請を行い、補助金の交付を受けた場合、不正受給となります!

つまり、知らず知らずのうちに、詐欺行為に加担している恐れがあります!

不正が発覚した場合、補助金の返還請求はもとより、悪質な場合は詐欺罪などの刑事罰にも問われる可能性があります。

県内で発生した事例

住宅の宅地被害の復旧を支援する「被災宅地復旧支援事業」において、補助金申請を代行する建設業者が「自己負担を安くする」などと称して、実際の支払額の契約とは別に、金額を水増しした契約書の作成などを持ちかけ、水増した金額の補助金申請書を行政に提出することで、不正に多くの補助金を受領した疑いのあるケースが発生しました。